㊂

決　　定　　書

異議申出人　（略）

上記異議申出人（以下、「申出人」という。）から令和８年９月１７日に申出のあった令和８年９月６日執行の交野市長選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、交野市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主　　文

本件異議申出を棄却する。

異議申出の要旨

第１　異議申出の趣旨

本件選挙における当選人山本景（以下「当選人」という。）の当選は無効とする決定を求める。

第２　異議申出の理由

申出人が主張する異議申出の理由は、要約するとおおむね以下のとおりである。

１　本件選挙において、当選人の選挙前後におけるＸでの発信は、対立候補や特定の政治勢力に対する批判的な内容が継続しており、相手や場面によって説明に一貫性を欠くように感じられる。

２　これらの発信や投稿が選挙人の判断にどのような影響を与えたのか、また選挙運動として適切なものであったのか疑問がある。

３　したがって、これらの発信について確認・審査を求め、本件選挙における当選の効力について異議を申し出るものである。

第３　証拠書類等

当選人が告示日前の令和８年８月２４日から当選後の同年９月１５日の間に投稿

したとするソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「ＳＮＳ」という。）の「X」及び「アメーバブログ」の画面を印刷した書類。

決　定　の　理　由

当委員会は、申出人から令和８年９月１７日に提出された異議申出書に形式的に不備があったため、異議申出書の補正を求めたところ、申出人から同月２４日に異議申出書の訂正願が提出され、これを形式的な要件を備えた適法なものと認め同日付でこれを受理した。

なお、審理に当たっては、申出人からの申立てによる口頭意見陳述を令和８年１０月１９日に実施するとともに、提出された証拠書類等を踏まえ慎重に審理を行った。

第１　当委員会が確認した事項

１　申出人は、令和８年１０月１９日に実施した口頭意見陳述において、異議申出書の記載内容に加えておおむね以下のとおり陳述した。

（１）当選人は、選挙前後のＳＮＳ上において、対立候補や特定の政治勢力に対する批判的な発信を継続して行っている。

（２）当選人から根拠を示さずに一方的な偏った見解を発信することは、市民にとって非常に不利益であり、このような行為は明らかに誹謗中傷であるため、当選の無効を求める。

２　当委員会は、同口頭意見陳述において申出人に対し、提出した証拠資料の中のどの発信内容が公職選挙法等のいかなる具体的条項に違反するのか説明を求めたところ、おおむね以下のとおり陳述した。

（１）当選人のＳＮＳの発信が違反であり、根拠なく市民に対して発信すること自体が誹謗中傷である。具体的にではなく、全体的にである。

（２）提出した証拠資料を確認すれば明確である。

（３）選挙中においても対立候補である美好候補について根拠や立証のない発信を行っている。

（４）公人の立場にありながら「維新が駄目である」等の誹謗中傷を繰り返しており、根拠やデータを示さずに批判することは明らかに誹謗中傷にあたる。

（５）根拠を示さずに相手を誹謗中傷する行為は、ＳＮＳの使用方法として間違っている。

（６）具体例として、選挙中に美好候補が配布したビラを取り上げ、同候補が悪い、あるいは悪事を働いているかのような主観的な考え方を市民に発信しており、このような行為は市民にとって非常に不利益である。

３　当委員会は、申出人の陳述は、上記２のとおり述べるにとどまるものであって、提出された証拠資料の具体的にどの記述が、公職選挙法をはじめとするいかなる法令のいかなる条項に違反するのか、その具体的な違反事実を特定するに至らなかった。

第２　当委員会の判断

１　当選の効力に関する争訟の範囲について

当選の効力に関する争訟とは、「有効に行われた選挙において、当選人の決定が違法であること、すなわち、決定をした機関の構成若しくはその手続、各候補者の有効得票数の算定、または、当選人となり得る資格の有無の認定について違法があることを主張して、当選人と決定せられた者の当選の効力を争う訴訟をいい、広く選挙の法規の違反、殊に当選人等の行為が同法中罰則に掲げる行為に該当することを理由として当選の無効を主張する場合を含まない」ものと解されている（東京高等裁判所昭和２８年２月１７日判決参照）。

２　選挙管理委員会の異議申出における判断の範囲について

「当選人または選挙運動者もしくは出納責任者がその選挙に関しいずれかの選挙犯罪を犯したか否か、いかなる刑に処すべきかの判定はもっぱら刑事訴訟手続きに従い裁判所の裁判によってのみなされるべきものであることはいうまでもない。公職選挙において当選人と決定された者もしくは選挙運動総括主宰者等が公選法のいずれかの罰則に違反する行為をしたか否か、これにつきいかなる刑に処すべきかの問題については、同法２０６条、２０７条所定の手続きにおいて異議決定もしくは訴願裁決をする選挙管理委員会または当選の効力に関する裁判をする裁判所はこれを審理判定する責務権限を有しない。」と解されている（最三小判昭和３５年９月１３日判決参照）。

３　本件異議申出に対する判断

上記判例の示すとおり、公職選挙法上の当選の効力に関する異議の申出（当選の効力に関する争訟）とは、「広く選挙の法規の違反、殊に当選人等の行為が同法中罰則に掲げる行為に該当することを理由として、当選の無効を主張する場合を含まない」ものと解すべきである。

申出人は、当選人のＳＮＳ上での発信内容の一貫性の欠如や、対立候補や特定勢力等に対する根拠のない誹謗中傷行為、それらによる市民への不利益や影響等を理由と

して当選の無効を主張するが、こうした主張内容は、当選の効力に関する争訟で主張できる理由には該当しない。

また、仮に当選人の投稿内容が公職選挙法その他の法令の罰則規定に触れるものであったとしても、これにつきいかなる刑に処すべきかの判定については、刑事手続きに従い、裁判所の裁判によりされるものであるため、当委員会はこれを審理判定する責務権限を有していない。

４　結論

以上のとおり、申出人の主張には理由がないことから、法第２１６条第１項において準用する行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第４５条第２項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和８年１１月６日

交野市選挙管理委員会
委員長　谷　喜吉

教　　示

この決定に不服のある者は、この決定書の交付を受けた日又は法第２１５条の規定による告示の日から２１日以内に、文書で大阪府選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。